

## 会議録

会議の名称	第16回西東京市都市計画審議会
開催日時	平成17年 10月 11日 午前10時00分から午前12時00分まで
開催場所	防災センター6階 講座室2
出席者	【委員】大西会長、浅野委員、荒井委員、板倉委員、猪野委員、岩越委員、北嶋委員、小西委員、塩月委員、土井委員、宮崎委員、森委員、森下委員、矢嶋委員 【西東京市】坂口市長、高根都市整備部長、坂口都市計画課長、古厩主査、松本主査、渡辺主事、内野主事
議題	西東京市都市計画審議会会長の選出
会議資料の名称	資料1 平成17年度の審議事項について 資料2 多摩地域における都市計画道路の整備方針・中間のまとめ概要
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>高根部長：挨拶、資料確認</p> <p>高根部長：市長紹介</p> <p>坂口市長：挨拶</p> <p>～西東京市都市計画審議会委員委嘱状交付～ ～各委員挨拶～</p> <p>坂口市長：開会宣言 本日は、五味委員、中野委員が欠席であるが、西東京市都市計画審議会条例に規定する定足数を満たしていることを報告する。 本日は、委員任期の更新に伴う新しい会長の選出を行う。 本審議会の会長については条例により学識経験者の中から委員互選の方法で選出する事となっている。別室にて協議を願い、結果の報告を受けたい。 各委員：異議なし。</p> <p>～暫時休憩～</p> <p>坂口市長：審議会を再開する。協議の結果について報告を願う。</p> <p>小西委員：協議の結果、会長は大西委員に決まった。</p> <p>坂口市長：ありがとうございます。報告のとおり、大西委員を都市計画審議会会長とする。 坂口市長：会長より挨拶をいただき、以後の進行をお願いします。</p> <p>大西会長：挨拶</p>	

大西会長：職務代理は条例により会長が指名する事となっているため、浅野委員を指名する。浅野委員いかがでしょう。

浅野委員：お受けします。

大西会長：引き続き、事務局より報告事項が2件提出されている。「平成17年度の審議事項について」「多摩地域における都市計画道路の整備方針・中間のまとめの概要」について報告を願う。

坂口課長：～資料1、2に沿って報告～

大西会長：報告内容について不明な点はありますか。

北嶋委員：西東京市において高さ制限の検討を行う必要性を教えてください。

坂口課長：市内の大規模工場跡地における高層の建築は、建築基準法等の法律面では認められているが、圧迫感がある等周辺への影響について住民等から意見が提出されている。今年度の調査では、まちづくりにおける規制・緩和について、市民意見を踏まえて検討していきたい。

土井委員：第三次事業化計画について、計画策定にあたっては、東京都と関係市町村が一体となって作成していると理解しており、西東京市は市民意見の集約をして東京都に提出する必要があると感じるが、予定はあるのか。

坂口課長：今回の中間まとめでは、市民から説明会や意見の集約を望む意見もあったが、現段階は市独自で意見を提出する時期ではない。意見提出の時期・方法については検討中である。

森委員：1 平成16年の用途地域見直しの際は、工場跡地において用途地域の変更が出来ないと理解していたが、今回の見直しで建築物の用途規制が可能であれば、以前から出来たのではないか。

2 ひばりヶ丘駅北口のまちづくりに関連する都市計画道路と第三次事業化計画の関連について、また、第三次事業化計画から外れた都市計画道路についての取扱いについて説明を願う。

坂口課長：1 前回用途地域等の見直しを行った時点では、西東京市都市計画マスタープランが未完成だったため、市のまちづくりの方針が定まっていなかった。今回の検討は、都市計画マスタープランに基づいて特別用途地区や地区計画などの都市計画の手法を地域ごとに指定して、まちづくりの規制・誘導を図ろうというものである。

2 市が整備を進めたいと考える都市計画道路については、第三次事業化計画に載せたいと考えている。しかし、第三次事業化計画に該当しない場合でも、道路法で区域認定をして整備する手法も現段階ではあるため、緊急性が高い都市計画道路と市で判断した場合は適宜対応していきたい。

宮崎委員：1 第二次前期事業化計画と第三次事業化計画の関連を説明願う。

2 第三次事業化予定路線では建築制限の緩和がされるようだが、緩和が許容される都市計画道路とその都市計画道路事業の必要性との関連を説明願う。

3 第3次事業化計画と緑の新戦略ガイドラインとの関連を説明願う。

坂口課長：1 第三次事業化計画は新たな視点で白紙から検討する事となる。

2 第三次事業化計画で優先的に整備すべき路線とならない場合は、ある程度の建築規制緩和を検討するものである。しかし、規制が緩和されたとしても、その区域の都市計画道路が将来事業認可されないわけではない。

3 中間まとめでは、環境軸の形成などで緑の確保等を記載しているが、特に緑の新戦略ガイドラインとの連携は記載されていない。

板倉委員：石川島播磨重工業の跡地利用について、協議等の進捗状況などを教えていただきたい。

坂口課長：跡地については約10ha弱の面積があり、市から石川島播磨重工業に対して、当該地内の道路整備・既存道路の歩行者空間の確保、既存樹木等の保全、電線地中化、売却前の地区計画策定などを要望している。協議の段階ではあるが、石川島播磨重工業では、複合的な土地利用を計画しているようである。

塩月委員：1 石川島播磨重工業跡地について、ゾーン分けをして土地利用を進めてほしい。

2 第三次事業化予定路線について、都市計画道路の区域内で規制緩和を検討する理由を教えていただきたい。

3 建ぺい/容積率が40/80%の土地については、敷地面積が小さく、建築基準法第42条第2項に定める道路によるセットバックが生じた場合、十分な面積が確保できないため建て替えられないケースが多い。50/100%への見直しによって建替えが促進できるのではないか。

坂口課長：1 地区計画でゾーンを定めていく予定である。

2 近隣自治体の事例もあり、おおむね10年間事業の予定がない区域について、都市計画道路事業に支障のない範囲で許容するものである。

3 それぞれの地区でまちづくりの機運が高まるなどしないと、地区計画等を定める事は難しいため、個別案件として対応していきたい。

猪野委員：1 ひばりヶ丘駅北口のまちづくりについて、説明会の手法・内容を教えていただきたい。

2 都市計画の見直しと、先般定めた地区計画に関する条例の関連について説明を願う。

3 今年度の残りはおおむね5ヶ月であるが、地区計画を都市計画決定するにあたり、時間的な問題はないのか。

坂口課長：1 説明会については、オープンハウス方式の開催を考えているが、決定

はしていない。今後検討する。

- 2 今年6月に定めた条例は地区計画を定めるための手続き条例である。条例制定により、地区計画の具体的な手続きが進められるようになった。
- 3 法定手続きの期間を考えても可能であると考ええる。

猪野委員：都市計画を見直す際の具体的・数値的な根拠はあるのか。

坂口課長：見直しをする根拠等は現在の調査をもとに見直し内容を決めるため、今後の調査の進捗状況に応じて市の考え方を報告する。

猪野委員：防災面から見て、延焼を遮断するために必要な都市計画道路の整備間隔は、どの程度必要なのか。具体的な数値はあるのか。

大西会長：都市計画では、道路の幅員と建物の構造や高さによって延焼の防止を考えている。しかし、地域の状況によりすべてが個別のケースとなるため、数値で表すことは難しい。

矢嶋委員：防災のための必要項目としては、十分な道路幅員、消防車が入りやすい区画割り、行き止まり道路を減らす、建築物の構造、建築物の高さなどを挙げる事が出来るが、災害に関しては個別ケースのため定量的に示す事は難しい。

森下委員：都市計画の見直しに関して、経過を審議会に報告していただきたい。

坂口課長：必要に応じて適宜報告する。

浅野委員：都市計画審議会と市議会の関連を確認したい。

坂口課長：市民や議会を含め、十分な情報提供の後に審議会で諮問、付議等をさせていただく。

大西会長：都市計画決定は様々な方面に関連があるため、議案に関しては各機関と事前に合意形成する必要があるが、当審議会ではそれぞれの専門分野を活かして審議していただきたい。

大西会長：不明な点が特にないようであれば、これで質問を終了する。  
そのほかに事務局より何かあるか。

坂口課長：今後の都市計画審議会のスケジュールは未定。  
開催決定後、速やかに連絡する旨を説明

大西会長：以上で本日の日程はすべて終了した。西東京市都市計画審議会条例第8条に規定する議事録については要旨録の作成を事務局に指示する。これをもって第16回西東京市都市計画審議会を閉会する。

